

# 協定項目に係る協議事項調整内容

平成15年5月26日

第4回大野郡5町2村合併協議会

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第19号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	19. 町名、字名の取扱い	中項目	1. 町名、字名の取扱い
確認の内容			

## 1. 市町村区域内の町又は字の区域

### 地方自治法

- 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町もしくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
  - 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めとする場合を除くほか前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

本条は、市町村区域内の町・字の区域の新設・廃止または町・字の区域・名称の変更に関する規定である。

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。また、市町村の支所、出張所、学区等は町または字を単位または基準としていることも少なくない。したがって、町や字は住民の日常生活に、直接・間接影響を及ぼす場合が多い。

本条において、「町若しくは字の区域をあらたに画」する。とは、新しい区画を設ける場合だけでなく、新たな町名または字名をつける場合も含む。町村合併により設置された町または村において1項の規定により、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできる。  
(昭和30年12月6日自丁行発184号)

「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち、「町若しくは字の名称を変更」する。とは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むのであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市(252条の19第1項)以外の市である場合において、その町若しくは字の名称中に「何市何区何町何丁目」のように「区」の文字を使用することは出来ない。  
(昭和26年11月28日地自行発395号)

市町村の廃置分合及び境界変更の際、字の区域及び名称を変更しないで旧町村の字の区域及び名称とする場合には本条の手続きを要しない。  
(昭和30年3月30日自丁振発30号)

なお、本条の「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。  
(昭和23年8月9日自発519号)

本条の定める字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる。  
(昭和22年9月12日山形県総務部地方課宛回答)

常用漢字でない字体の取扱い  
市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字(当用漢字)字体表にない従来の字体である場合、常用漢字(当用漢字)字体表の字体を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。  
そして、不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字(当用漢字)字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。  
したがって、登記上これを直す手続きをとらなくても実務上差し支えないと思われるが、あえて登記簿を直す必要がある場合には、法務局と相談すること。  
(昭和33年4月21日付け行政局長通知)

登記簿上の字名  
各地区(行政区)の名称と登記簿上の字の名称は異なるものである。行政区の取扱いについては、第5回協議会(平成15年6月)に提案予定。

## 2. 住居表示の先進事例

### さぬき市(H 14.4.1 合併)

大川郡津田町津田 番地 さぬき市津田町津田 番地  
大川郡志度町大字小田 番地 さぬき市小田 番地

### 佐伯・南郡合併協議会

南海部郡米水津村大字 番地 佐伯市米水津 番地 (提案・検討中)  
南海部郡蒲江町大字 番地 佐伯市蒲江 番地

### 天草上島4町合併協議会(H 16.3.31 合併予定)

熊本県天草郡大矢野町大字登立 番地 熊本県上天草市大矢野町登立 番地

### 調整の具体的内容

町及び字の区域については、現行のとおりとする。

住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。

番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

(平成15年5月8日 専門部会案)

町及び字の区域については、現行のとおりとする。

住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。

番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

(平成15年5月15日 幹事会案)

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号

大野郡5町2村合併協議会

小項目	大野郡5町2村の現況						
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町
<b>大字名</b> (五十音順)	<b>大字数 (28)</b>  1 赤嶺 2 秋葉 3 浅瀬 4 芦刈 5 井迫 6 市場 7 内田 8 内山 <b>9 大白谷</b> 10 奥畑 11 小坂 12 小田 13 上田 14 川辺 15 菅生 16 玉田 17 中津留 18 西泉 19 西畑 20 久田 <b>21 伏野</b> 22 本城 23 松尾 24 宮野 25 向野 26 百枝 27 山部 28 鷲谷	<b>大字数 (11)</b>  1 雨堤 2 白尾 3 宇田枝 <b>4 大白谷</b> 5 砂田 6 左右知 <b>7 天神</b> <b>8 平石</b> <b>9 伏野</b> 10 三玉 11 六種	<b>大字数 (36)</b>  1 井上 2 上畑 3 小宛 4 大石 5 小原 6 尾平鉦山 7 片ヶ瀬 8 上自在 9 上年野 10 上冬原 11 木野 12 草深野 13 久土知 14 栗生 15 越生 <b>16 志賀</b> 17 軸丸 18 下自在 19 下徳田 20 大化 21 滞迫 22 知田 23 辻 24 寺原 <b>25 天神</b> 26 徳田 27 中野 <b>28 夏足</b> 29 野尻 30 馬場 31 原尻 <b>32 平石</b> 33 鮎川 34 冬原 35 馬背畑 36 柚木	<b>大字数 (13)</b>  1 朝地 2 池田 3 板井迫 4 市万田 5 上尾塚 6 栗林 <b>7 志賀</b> 8 下野 9 坪泉 10 鳥田 11 梨小 12 宮生 13 綿田	<b>大字数 (24)</b>  1 安藤 2 後田 3 大原 4 片島 5 北園 6 桑原 7 郡山 8 小倉木 9 酒井寺 10 沢田 11 杉園 12 代三五 13 田代 14 田中 15 十時 16 中土師 17 中原 <b>18 長畑</b> <b>19 夏足</b> 20 藤北 21 宮迫 22 矢田 23 屋原 24 両家	<b>大字数 (8)</b>  1 石田 2 柴山 3 下山 4 高畑 5 長峰 6 新殿 7 船田 8 前田	<b>大字数 (13)</b>  1 犬飼 2 大寒 3 久原 4 栗ヶ畑 5 黒松 6 高津原 7 西寒田 8 柴北 9 下津尾 10 田原 <b>11 長畑</b> 12 山内 13 柚野木

大野郡5町2村における大字については、地番の重複なし。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号

大野郡5町2村合併協議会

## 先進事例

### 八代地域市町村合併協議会（H 17.1.16 合併予定）

1. 八市町村の町・字の区域については従前のおりとする。
2. 名称の表示は「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前において現市町村で調整する。
3. 新市の住所の表示は、番地と数値の間の「の」を表記しないこととする。  
なお、実施時期は合併の際の新市名称変更時に行う。

#### 確認された住所の表示例

- |    |                     |   |                |
|----|---------------------|---|----------------|
| 例1 | 八代市揚町1234番地の5       | ➡ | 市場町1234番地5     |
| 例2 | 八代郡千丁町大字大牟田1234番地の5 | ➡ | 市千丁町大牟田1234番地5 |
| 例3 | 八代郡坂本村大字葉木1234番地の5  | ➡ | 市坂本町葉木1234番地5  |

### 宗像市（宗像市・玄海町 H 15.4.1 合併）

2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のおりとする。

#### 理由

2市町の町及び字の名称及び区域を従前のおりとする理由としては、宗像市と玄海町の中に同一名称の町又は字が存在しないこと、合併後すぐに区域の変更を必要とする理由がないことによる。大字を削除する理由としては、削除しても現代における生活に何ら支障がなく、むしろ各種の申請書類の作成等が簡便になる。また、宗像市には「大字」を冠した大字名とそうでない大字名があり、合併を契機に統一した方が望ましいと思われる。（古賀市が市に昇格した時点で廃した例あり）なお、「大字」を削除した場合、住民は各種変更手続等が必要になる場合がある。

### 三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県 H 16.4.1 合併予定）

新市の町の区域及び名称は、三次市においては現行のおりとし、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町においては、それぞれ君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町という町の区域を設定する。

君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の大字名については、現行の大字名から「大字」を削除し、区域は現行のおりとする。

### 本巣町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会（岐阜県 H 16.2.1 合併予定）

「字」の区域については、従前のおりとする。

字の名称については、次のとおりとする。

本巣町の「日当」を除く全ての「大字表記」及び糸貫町の「屋井」「七五三」「早野」の「大字表記」は削除する。

根尾村の全ての大字名については、従前のおりとする前に「根尾」をつける。

及び 以外の「字」については、従前のおりとする。」と確認

### 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（京都府 H 16.3.1 合併予定）

現町名を6町とも残し、町名、字名は現状のまま新市へ継承する。但し、表記としては、「字」を使用しない。

住所の表示例 京都府中郡大宮町字口大野228番地の1 ➡ 京都府京丹後市大宮町口大野228番地の1

#### 小委員会での主な意見

住所の表記については、

上に繋がる新市の名称との関係を気にする意見  
戸籍や登記における表記などとの関係を心配する声  
住所の表記は、なるべく短くした方がよい

新たな市として出発するため、一体感が生まれるよう、この際現在の各町の町名は、なくすべき  
現在の町名には、味があり、意味がある。町名はブランドである。  
合併して広域になるので、現在の町名をなくせば、どこかわからなくなる。

また、「字」については、

「字」が付くと暗いイメージがする。

現在、表記をしていない町(丹後町)があるので、付けない方で統一したらどうか。

### 穂積町・巢南町合併協議会（岐阜県 H 15.5.1 合併予定）

(1) 町、字の名称については、次のとおりとする。

ア 穂積町の「大字本田」、「大字只越」、「大字別府」、「大字穂積」及び「大字稲里」は、「大字」を削除し、「本田」、「只越」、「別府」、「穂積」及び「稲里」とする。他は現行のおりとする。

イ 巢南町は、全地区現行のおりとする。

(2) 町、字の区域は現行のおりとする。

大野郡5町2村における住所表記の具体的な検討

検討の要件

住所表記とは？  
 ……ここで言う「住所表記」とは、郵便を差し出す場合の「現町村名+行政区」等の略式のものとは違い、新市の役所のほか、官公署で取り扱う登記や免許証交付の際に用いる正式な住所の表記を意味する。  
 住所表記に現町村名を残すのか否か？  
 ……「現町村名を残したい・・・。」との住民の方々の声の強いことを受け、住所表示に現町村名を取り込む（残す）ことについて、各町村の「新市まちづくり委員会」等で十分に協議する必要がある。  
 住所表記を統一するか否か？  
 ……平成14年4月1日に誕生した「さぬき市」のように、旧町村ごとに住所表記が異なる（旧町村ごとに住所表記を決定した。）ことは、新市としての統一感に欠けるため、可能な限り住所表記の統一を図る。  
 住所表記の簡略化を図る。  
 ……字名については、「大字」の字句を削除するとともに、「番地」の字句と枝番（数値）との間の「の」の字句を削除する。

住所表記については、住民の方々の日常生活に関わる重要な事柄であるため、各町村の「新市まちづくり委員会」等で十分に議論して決定すべきである。  
 その決定は、新市としての一体感を醸成するため、住所表記の統一を図るべきである。  
 法的手続きを要しない配置分合（合併）を機に、住所表記の簡略化を図るべきである。  
 具体的には、下記のケース2～4の中から決定されるものとする。

ケース1

条件

町名については、「町又は村」の字句を削除する。  
 字名については、「大字」の字句を削除する。  
 「番地」の字句と枝番（数値）の間の「の」の字句を削除する。

(例)

大野郡三重町大字市場1200番地	⇒	市三重市場1200番地
大野郡清川村大字砂田1819番地	⇒	市清川砂田1819番地
大野郡緒方町大字馬場36番地	⇒	市緒方馬場36番地
大野郡朝地町大字朝地891番地	⇒	市朝地朝地891番地
大野郡大野町大字田中81番地の1	⇒	市大野田中81番地 1
大野郡千歳村大字新殿706番地の1	⇒	市千歳新殿706番地 1
大野郡犬飼町大字犬飼28番地	⇒	市犬飼犬飼28番地

メリット

デメリット

朝地町、犬飼町において、字名が町名と同一の箇所があり、住所表記としては適当でない。

ケース3

条件

町名については、一切使用しない。  
 字名については、「大字」の字句を削除する。  
 「番地」の字句と枝番（数値）の間の「の」の字句を削除する。

(例)

大野郡三重町大字市場1200番地	⇒	市市場1200番地
大野郡清川村大字砂田1819番地	⇒	市砂田1819番地
大野郡緒方町大字馬場36番地	⇒	市馬場36番地
大野郡朝地町大字朝地891番地	⇒	市朝地891番地
大野郡大野町大字田中81番地の1	⇒	市田中81番地 1
大野郡千歳村大字新殿706番地の1	⇒	市新殿706番地 1
大野郡犬飼町大字犬飼28番地	⇒	市犬飼28番地

メリット

新市としての一体感や統一を図ることができる。  
 住所表記の簡略化が図られる。

デメリット

町村名が表示されないため、住民の抵抗感があるのではないかと  
 大字名の重複があるため、旧町村の区域が明確でない。  
 合併当初の行政事務に混乱を来す恐れがある。

ケース2

条件

町名については、清川村及び千歳村をそれぞれ「清川町」「千歳町」とする。  
 字名については、「大字」の字句を削除する。  
 「番地」の字句と枝番（数値）の間の「の」の字句を削除する。

(例)

大野郡三重町大字市場1200番地	⇒	市三重町市場1200番地
大野郡清川村大字砂田1819番地	⇒	市清川町砂田1819番地
大野郡緒方町大字馬場36番地	⇒	市緒方町馬場36番地
大野郡朝地町大字朝地891番地	⇒	市朝地町朝地891番地
大野郡大野町大字田中81番地の1	⇒	市大野町田中81番地 1
大野郡千歳村大字新殿706番地の1	⇒	市千歳町新殿706番地 1
大野郡犬飼町大字犬飼28番地	⇒	市犬飼町犬飼28番地

メリット

5町にとっては、抵抗感がないのでは？  
 新市としての一体感や統一を図ることができる。

デメリット

清川村、千歳村の住民の方々が違和感を持つのではないかと

ケース4

条件

町名については、清川村、千歳村のみ「村」の字句を削除する。  
 字名については、「大字」の字句を削除する。  
 「番地」の字句と枝番（数値）の間の「の」の字句を削除する。

(例)

大野郡三重町大字市場1200番地	⇒	市三重町市場1200番地
大野郡清川村大字砂田1819番地	⇒	市清川砂田1819番地
大野郡緒方町大字馬場36番地	⇒	市緒方町馬場36番地
大野郡朝地町大字朝地891番地	⇒	市朝地町朝地891番地
大野郡大野町大字田中81番地の1	⇒	市大野町田中81番地 1
大野郡千歳村大字新殿706番地の1	⇒	市千歳新殿706番地 1
大野郡犬飼町大字犬飼28番地	⇒	市犬飼町犬飼28番地

メリット

5町にとっては、抵抗感がないのでは？

デメリット

清川村、千歳村の住民の方々が違和感を持つのではないかと  
 新市としての一体感に欠ける。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号

大野郡5町2村合併協議会

## 住所の表示変更により必要となる手続き等

### 1. 国・県関係機関の手続き

件名	該当者	関係機関(窓口)	手続等
不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿等)の住所	土地・建物の登記簿等に三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町(以下「旧町」という。)の住所で登記されている方	不動産の所在地を直轄する法務局	合併及び市制施行により、所有者の住所が変更になりますが、旧町名を「市」として読み替える規定(不動産登記法第59条)があります。旧住所のままで差し支える場合は、登記名義人の住所変更登記(非課税)申請が必要です。
抵当権者等(土地登記簿・建物登記簿等)の住所	土地・建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧町の住所で登記されている方		
商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所(以下「本店等」という。)の修正と代表者の住所	旧町に所在する会社等及びその代表者	本店等、支店及び従たる事務所(以下「支店等」という。)の所在地を直轄する法務局	商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で修正します。支店等の場合は、本店等を直轄する法務局で支店等の所在地変更登記を完了後、支店等を直轄する法務局で変更登記することとなります。 代表者の住所は、合併及び市制施行により、その住所の変更の登記があったものとみなす規定(商業登記法第26条)があります。登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、代表者の住所変更登記(非課税)申請が必要です。(支店等の場合は、上記(1)と同じ)
労働安全衛生法による免許証・技能講習終了証の住所	左記免許証等の所有者	大分労働局安全衛生課	住所変更手続の必要なし。
政府管掌健康保険被保険者証の住所	左記健康保険の被保険者	大分社会保険事務局	住所変更手続の必要なし。 なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、自分で訂正のこと。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所	左記年金の被保険者及び受給者	大分社会保険事務所	住所変更手続の必要なし。
国民年金基金加入者及び受給者の住所	左記基金加入者及び受給者	大分県国民年金基金	住所変更手続の必要なし。
各種自動車の使用者・所有者の住所(自動車検査証)	軽自動車(4輪)の使用者・所有者	軽自動車検査協会	住所変更手続の必要なし。
	二輪(126cc以上)小型自動車及び普通自動車の各使用者・所有者	運輸局 陸運支局 登録部門	住所変更手続の必要なし。 ただし、抹消登録は、住所の変更登録(無料)の上、手続可能。
自賠責保険等	左記保険等の加入者	各保険会社等	手続等は各保険会社に確認のこと。
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	運転免許センター 住所地・勤務地を直轄する警察署	免許証の本籍・住所は、更新時に変更するので、合併時に変更手続の必要なし。 なお、更新時までに変更を希望される方は、最寄りの窓口で手続可能。(手数料なし)
猟銃・空気銃所持許可証、鉄砲所持許可証、刀剣類所持許可証、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書	左記の許可証等の交付を受けている方	住所地を管轄する警察署の生活安全課	住所変更手続の必要なし。 書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)
風俗営業許可証、古物商・古物市場主の許可証、質屋許可証、金属くず商の許可証、金属くず行商の証	左記の許可証等の交付を受けている方	営業所の所在地を直轄する警察署の生活安全課	住所変更手続の必要なし。 書換えを希望される方は、営業所の住所地を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)
警備業認定証	警備業認定証の交付を受けている方	主たる営業所の所在地を直轄する警察署の生活安全課	住所変更手続の必要なし。 書換えを希望される方は、営業所の住所地を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)
警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証	左記の資格者証の交付を受けている方	住所地を管轄する警察署の生活安全課	住所変更手続の必要なし。 書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)
警備員に係る検定合格証	左記の検定合格証の交付を受けている方		
自動車保管場所証明書	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	保管場所を管轄する警察署の交通課	住所変更手続の必要なし。 書換えを希望される方は、保管場所を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)
保管場所標章番号通知書	保管場所標章番号通知書の交付を受けている方		
通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外けん引許可証	左記の許可証の交付を受けている方	許可証を発行した警察署の交通課	住所変更手続の必要なし。 書換えを希望される方は、許可証を発行した警察署で手続可能。(手数料なし)

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号

大野郡5町2村合併協議会

件名	該当者	関係機関(窓口)	手続等
旅券(パスポート)	旅券所持者	大分県パスポートセンター(大分市オアシス内) 最寄りの県地方振興局	住所変更手続の必要なし。 なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、自分で訂正のこと。 ただし、査証のページに書き込みをすると旅券が使えなくなることがあるので要注意。
	旅券申請者		申請時に提出する住民票・戸籍抄(謄)本については、発行後6ヵ月に変更がなければ使用可。
食品の営業許可 環境衛生営業等許可及び特定建築物届出	食品の営業許可を受けている方 理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可等を受けている方並びに特定建築物の届出をされている方	大分県三重保健所	住所変更手続の必要なし。 住所変更手続の必要なし。
薬局等の許可	薬局等の許可を受けている方	各金融機関	住所変更手続の必要なし。
毒物劇物販売業等の登録	毒物劇物販売業等の登録を受けている方		住所変更手続の必要なし。
温泉の利用許可	温泉の利用許可を受けている方		住所変更手続の必要なし。
預金通帳、定期預金証書等 キャッシュカード(預金払戻し等に利用)	預金者等 左記カードの所有者		住所変更手続の必要なし。個々には各金融機関に確認が必要。
クレジットカード(買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの)		各金融機関、クレジット会社	各社とも対応が異なるので、詳細については各窓口へ確認のこと。
有価証券、保険証書等	株券等の有価証券所有者、生命・損害保険等の加入者	各規約等に定める窓口	

## 2. 新市関係機関の手続き

件名	該当者	関係機関(窓口)	手続等
印鑑登録証	左記の登録者	新市役所(本庁・支所)の関係窓口	住所変更手続の必要なし。
外国人登録証			合併後、来庁の際に窓口で変更。
交通傷害保険	左記保険の加入者		住所変更手続の必要なし。
老人保健医療受給者証	左記の受給者		住所変更手続の必要なし。 合併前に新しい受給者証を郵送予定。よって、旧受給者証を市役所まで持参のこと。 新市発足後に医療機関にかかる場合は必ず新しい受給者証を提示のこと。
老人保健特定疾病療養受療証	左記の受療者		住所変更手続の必要なし。 合併後速やかに新しい受療証を郵送予定。よって、旧受療証を市役所まで持参のこと。 その後医療機関にかかる場合は必ず新しい受療証を提示のこと。
老人医療入院時に係る減額認定証	左記の認定者		住所変更手続の必要なし。 合併後速やかに新しい減額認定証を郵送予定。よって、旧認定証を市役所まで持参のこと。 その後医療機関にかかる場合は必ず新しい認定証を提示のこと。
68・69歳医療費受給資格者証	左記の受給者		住所変更手続の必要なし。
重度心身障害者等医療費受給資格者証			合併前に新しい受給資格者証を郵送予定。よって、旧受給資格者証を市役所まで持参のこと。 その後市役所に医療費支給申請書提出する場合は必ず新しい受給資格者証を提示のこと。
母子家庭等医療費受給資格者証			
乳幼児医療費受給資格者証			
母子健康手帳	左記手帳の所持者		住所変更手続の必要なし。 更新時に新しい住所に変更。
児童扶養手当証書	左記手当の受給者		
児童手当			
特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者		
身体障害者手帳	左記手帳の所持者		住所変更手続の必要なし。
療育手帳			
戦傷病者手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記の患者票をお持ちの方		住所変更手続の必要なし。更新時に新しい住所に変更。
国民健康保険被保険者証(国民健康保険証)	左記被保険者証等の所持者		住所変更手続の必要なし。 合併前に新しい被保険者証を郵送予定。新市発足後には新しい被保険者証を使用のこと。
国民健康保険標準負担額減額認定証	左記手当の受給者	住所変更手続の必要なし。 標準負担額減額認定証は、5月31日まで利用可能。新市の認定証は、次回認定時に交付。	

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号

大野郡5町2村合併協議会

件 名	該 当 者	関 係 機 関 ( 窓 口 )	手 続 等
国民年金被保険者の住所	左記年金の被保険者	新市役所（本庁・支所）の関係窓口	住所変更手続の必要なし。
介護保険被保険者証	左記の被保険者証の所持者		住所変更手続の必要なし。 合併後速やかに新しい被保険者証を郵送予定。
介護保険標準負担額減額認定証 介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証） 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証） 訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者減額措置）	左記認定書の所持者		住所変更手続の必要なし。 合併後速やかに新しい認定証を郵送予定。
保育所、学校への住所変更手続き	学校等の在学者等		各学校
原動機付き自転車（125 cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	左記の標識の交付を受けている方	新市役所（本庁・支所）の関係窓口	公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校及び養護学校は、住所変更手続の必要なし。 ただし、国立、私立の学校等については、各学校等に問い合わせること。
犬の飼い主の住所	犬の飼い主		住所変更手続の必要なし。



# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第22号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	22. 男女共同参画の取扱い	中項目	1. 男女共同参画の取扱い
確認の内容			

## 1. 「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱(基本理念)を掲げました。そして、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たさなくてはならない役割(責務、基本的施策)を定めています。

### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

### 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えていきましょう。

### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

### 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

## 2. 国、地方公共団体及び国民の役割

国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。

地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。

国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

## 男女共同参画社会実現に向けた大野郡5町2村の方向性

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。しかし、地域や家庭、そして職場において、固定的な役割分担意識やセクシャル・ハラスメントなどの人権侵害が依然として残っています。男女が性別に関わりなく誰もが平等に尊重され、社会の対等な構成員として豊かな人生を送ることができる社会の実現を目指していかねばなりません。

近年の「男女共生」思想の啓発により、家庭や職場においては、夫婦間や事業所の努力によって、かつての「男は仕事、女は家事」の意識は薄れ、個性を尊重する方向に向かっていきます。

一方で、地域社会における「男女共同参画」の流れは、個人の感情や利害関係が生じないため、家庭や職場に比べて十分な広がりを見せていません。この課題は、行政が積極的かつ主体的に取り組まなければ解消されません。

大野郡5町2村は、合併を目前に控え、新市に相応しい方向性を模索しており、これを契機に、住民の参加と意思に基づくまちづくりに変革することによって、地域活力を創造していかねばなりません。そのためには、女性が行政や地域社会に積極的に参加できるような機会をつくることが大切であり、「男女共同参画」の流れを一層強化していくことが重要です。

そのような観点から、当協議会としては、あえて「男女共同参画社会の取扱い」を協定項目として取り上げ、新市の重要な政策の一つとして位置づけるものです。

## 3. 男女共同参画基本計画(平成12年12月12日閣議決定)

基本計画では、11の重点目標を掲げ、平成22年度までを見越した施策の基本的方向と、平成17年度未までに実施する具体的施策の内容を示しています。

### 11の重点目標

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革  
雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保  
農山漁村における男女共同参画の確立  
男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援  
高齢者等が安心して暮らせる条件の整備  
女性に対するあらゆる暴力の根絶  
生涯を通じた女性の健康支援  
メディアにおける女性の人権の尊重  
男女共同参画社会を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実  
地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

都道府県でも、男女共同参画基本計画を参考に、計画を策定することが求められています。また、市町村は、男女共同参画基本計画と都道府県の計画を参考に、計画を策定することが期待されています。

## 4. 大分県男女共同参画推進条例……前文(平成14年3月29日公布)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、県では、これまでも国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けて、県民一体となって取り組んできたところである。

しかしながら現実には女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境づくりが重要である。

ここに、私たち県民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を願い、大分の子供たちの未来のためにも、県、県民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意しこの条例を制定する。

## 調整の具体的内容

1. 男女共同参画社会実現に向け、合併後速やかに条例の制定、計画の策定及び事業の推進に努める。

(平成15年5月8日 専門部会案)

1. 男女共同参画社会実現に向け、合併後速やかに条例の制定、計画の策定及び事業の推進に努める。

(平成15年5月15日 幹事会案)

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第22号

大野郡5町2村合併協議会

## 大分県男女共同参画推進条例……本文

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又は男女間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。次条において同じ)を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又は男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という)を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

5 知事は男女共同参画計画を策定したときは遅滞なくこれを公表しなければならない

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第12条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第14条 県は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民及び事業者からの申出等)

第15条 知事は、県民及び事業者から、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の処理に当たって必要があると認めるときは、大分県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援)

第17条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第19条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 大分県男女共同参画審議会

(大分県男女共同参画審議会)

第20条 次に掲げる事務を行うため、大分県男女共同参画審議会(以下「審議会」という)を置く。

一 第9条第4項の規定により諮問された事項について調査審議すること。

二 第15条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

三 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議すること。

(組織及び委員)

第21条 審議会は、知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(男女共同参画推進員)

第22条 審議会に、第20条第2号に規定する事項を専門的に調査させるため、男女共同参画推進員(以下「推進員」という)を置く。

2 規則で定める場合には、第20条第2号の規定にかかわらず、前項に規定する調査の結果に基づき、推進員が知事に意見を述べるものとする。

3 推進員は、前項の規定により意見を述べた場合は、次の審議会に報告するものとする。

### 第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第3章の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められている男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第22号

大野郡5町2村合併協議会

小項目	大野郡5町2村の現況						
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町
<b>担当窓口</b>	・ 人権推進・同和对策室	・ 総務企画課（女性団体連絡協議会は公民館）	・ 総務課まちづくり推進係	・ 生涯学習課	・ 社会教育課	・ 住民福祉課	・ 福祉保健課
<b>実施業務</b>	・ 女性行政関係文書取扱窓口 ・ 事業の企画・実施（推進協議会） ・ 広報・啓発の実施 ・ 女性行政の連絡調整 ・ 女性団体等民間との連携 ・ 三重町男女共同参画社会推進協議会	・ 女性行政関係文書取扱窓口	・ 女性行政関係文書取扱窓口 ・ 広報・啓発の実施 ・ 女性行政の連絡調整	・ 女性行政関係文書取扱窓口 ・ 広報・啓発の実施 ・ 女性行政の連絡調整 ・ 女性団体等民間との連携 ・ 朝地町女性団体連絡協議会	・ 女性行政関係文書取扱窓口 ・ 事業の企画・実施（推進協議会） ・ 広報・啓発の実施 ・ 女性行政の連絡調整 ・ 女性団体等民間との連携	・ 女性行政関係文書取扱窓口 ・ 広報・啓発の実施 ・ 女性行政の連絡調整 ・ 女性団体連絡協議会	・ 女性行政関係文書取扱窓口 ・ 広報・啓発の実施 ・ 女性行政の連絡調整 ・ 女性団体等民間との連携
<b>町内連絡会議</b>	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無
<b>諮問機関、懇談会</b>	・ 無（平成15年審議会設置予定）	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無
<b>男女共同参画に関する計画</b>	・ 無（平成16年度基本計画策定予定）	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無
<b>男女共同参画・女性に関する条例等</b>	・ 有（平成15年4月施行）	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無（検討）	・ 無
<b>男女共同参画に関する宣言</b>	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無
<b>男女共同参画・女性のための総合的な施設</b>	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無
<b>女性に関する施策を推進するための基金・財団の設立（施設の管理運営の実施団体を含む）</b>	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無
<b>平成15年度実施予定行事</b>	・ 男女共同参画社会づくりのための意識調査 ・ 大野郡女性大会三重町大会（郡内女性団体） ・ 男女共同参画社会づくり講演会（三重町男女共同参画社会推進協議会主催） ・ 基本計画策定	・ 無	・ 無	・ 女性の集い（朝地町女性団体連絡協議会主催）	・ 大野町女性大会の援助 ・ 女性講演会	・ 千歳村女性大会（村内女性団体） ・ 各女性団体の講演会・研修会	・ 無
<b>平成15年度予算</b>	・ 15年度予算 642千円 （14年度予算 418千円）	・ 無	・ 15年度予算 0千円 （14年度予算 0千円）	・ 無	・ 15年度予算 40千円 （14年度予算 40千円）	・ 15年度予算 40千円 （14年度予算 100千円）	・ 15年度予算 80千円 （町女性協へ補助金として）
<b>広報・啓発、調査等</b>	・ 町報掲載 講演会	・ 村報掲載	・ 町報掲載 講演会	・ 町報掲載	・ 町報掲載 講演会	・ 村報掲載 講演会	・ 町報掲載
<b>男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実績</b>	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無
<b>女性団体の動向及び連携状況</b>	・ 平成13年に三重町女性団体連絡協議会発足。現在19団体が所属。交流会及び研修会を年に1度開催。三重町男女共同参画社会推進協議会委員として会長を選任。協議会主催の講演会等に協力。各団体におけるボランティアや地域活動、高齢者・子育て支援、環境問題への取り組み、研修等に加え、町のさまざまな行事に積極的に参加している。	・ 昭和58年に清川村女性団体連絡協議会発足。現在、11団体が所属。年1回『女性の集い』として講演及び意見発表を行い、その他にボランティア活動や視察研修を行っている。	・ 緒方町女性団体連絡協議会があります。女性講座・ことぶき学級等を開催。また、毎年1月の第4日曜日に女性大会開催。	・ 町内20の各女性団体が所属。会計も行政から独立している。年間行事として、女性の集いを例年1月最終日曜日に開催しており、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めている。	・ 大野町女性団体連絡協議会は現在23団体が所属しているが平成14年度に3団体が脱退している。活動目標は『環境保全に勤める』を掲げ、ごみの分別、リサイクルに取り組んでいる。主な活動として環境問題への取り組み、研修等に加え町民体育祭、歳末チャリティなどの町のさまざまな行事に積極的に参加している。	・ 昨年22回を機に「女性大会」を「女性団体連絡協議会」に規約のもと名称を改めた。この会は村内のほとんどの女性団体、24団体が所属し年1回講演会等を開催し女性に関する諸問題について取り組み、また行政とのつながりを密にして、男女共同参画社会の実現にむけて取り組みをすすめている。	・ 犬飼町女性協による交流会や女性大会に協力。（生涯学習課）
<b>審議会等への女性の登用の状況</b>	・ 別紙参照	・ 別紙参照	・ 別紙参照	・ 別紙参照	・ 別紙参照	・ 別紙参照	・ 別紙参照
<b>女性公務員の登用</b>	・ (1)総数17人 うち2人 （平成15年4月1日現在） (2)総数 5人 うち3人 （平成15年4月1日採用）	・ (1)総数13人 うち0人 （平成15年4月1日現在） (2)採用なし	・ (1)総数17人 うち2人 （平成15年4月1日現在） (2)総数 6人 うち4人 （平成15年4月1日採用）	・ (1)総数12人 うち1人 （平成15年4月1日現在） (2)総数 2人 うち0人 （平成15年4月1日採用）	・ (1)総数11人 うち0人 （平成15年4月1日現在） (2)総数 2人 うち1人 （平成15年4月1日採用）	・ (1)総数8人 うち0人 （平成15年4月1日現在） (2)採用なし	・ (1)総数11人 うち0人 （平成15年4月1日現在） (2)採用なし
<b>女性のための相談事業の実施状況</b>	・ 無（審議会の中に専門員を置き、町の施策に関する苦情や、性別による差別的取り扱い等に関する相談の申出等に対し、調査審議し、町長に意見を述べるものとする。） 〔平成15年中に設置予定〕	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無
<b>根拠条例・要綱・規則等</b>	・ 三重町男女共同参画推進条例 三重町男女共同参画 推条例施行規則 三重町男女共同参画社会推進協議会規約	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無	・ 無





# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第22号

大野郡5町2村合併協議会

## 先進事例

**峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（京都府 H 16.3.1 合併予定）**  
男女共同参画のための行動計画を策定するなど、新市において調整する。

（理由） 新市における行政施策として必要であるため。

**富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会（埼玉県 H 16.10.1 合併予定）**  
女性政策関係事業については、合併後速やかに、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。

## 地方自治法

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

（途中省略）

- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

## 協議事項に係る参考資料

## 三重町男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町と町民及び事業者の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) 町民 町内に居住し、通学し、通勤し、又は町内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、町内において事業を行うすべてのものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として、町、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてその役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に当たっては、世界の国々で取り組むべき課題であることを認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう自ら努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業活動と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に必要な情報を提供し、及び町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別により差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 町長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進のための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 町長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、町民の意見を反映し、第19条に定める三重町男女共同参画審議会への諮問等、適切な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 町は、男女共同参画の推進について、町民及び事業者の理解を深めるために、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるとともに、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

- 2 町は、民間の団体等が男女共同参画の推進のために行う活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第13条 町は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の社会における活動と両立することができるよう、その支援に努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第14条 町は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

- 2 町は、事業者及び民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談等の申出)

第15条 町は、町民又は事業者からの、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる町の施策に関する苦情の申出及び性別による差別的取扱い等に関する相談の申出等に対し、適切かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申出に対応するため必要があると認めるときは、三重町男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。
- 3 町長は、第1項の規定による申出に対応する場合、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し指導及び助言を行うことができる。

(調査研究)

第16条 町は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ実施するため必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(事業者からの報告)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

(年次報告等)

第18条 町長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び実施状況について公表するものとする。

(三重町男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画を円滑に推進するため、三重町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 第9条第3項の規定により諮問された事項について審議すること。
  - (2) 第15条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、町長に意見を述べること。
  - (3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申し、及び町長に建議すること。

(組織及び委員)

第20条 審議会は、町長が任命する委員10名以内をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(男女共同参画専門員)

第21条 審議会に、第19条第2項第2号に規定する事項を専門的に調査させるため、男女共同参画専門員(以下「専門員」という。)を置く。

- 2 規則で定める場合には、第19条第2項の規定にかかわらず、前項に規定する調査の結果に基づき、専門員が町長に意見を述べるものとする。
- 3 専門員は、前項の規定により意見を述べた場合は、次の審議会に報告するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。